

特定非営利活動法人みらころ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みらころという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こどもを中心に多世代が安心して集える居場所をつくり、食事や交流、学びを通じて地域の誰もが支え合えるコミュニティを育むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 食を通じた多世代の居場所づくり事業
- (2) 子どもと地域住民のつながりを進める事業
- (3) 地域づくりのためのネットワーク・情報発信事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行
う。

第 10 章 事務局
(事務局の設置等)

- 第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則
(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定
める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高	木	幸
副理事長	松	田	寿子
理事	安	藤	鈴代
同	綿	貫	あおい
監事	中	嶋	伴子
同	月	出	正弘
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日か
ら令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の
定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8
年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額
とする。
 - (1) 入会金

正 会 員	個人	1, 0 0 0 円	団体	1, 0 0 0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
 - (2) 年会費

正 会 員	個人	1, 0 0 0 円	団体	1, 0 0 0 円
賛助会員	個人	1 口 5 0 0 円 (1 口以上)		
	団体	1 口 5 0 0 円 (1 口以上)		

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウハウジン ミラコロ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 みらころ

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	タカギ ミキ 高 木 幸		なし	理事長
理事	マツダ ヒサコ 松 田 寿 子		なし	副理事長
理事	アントウ スズヨ 安 藤 鈴代		なし	
理事	ワタシ アオイ 綿 貫 あおい		なし	
監事	ナジマ トモ 中嶋 伴子		なし	
監事	ツキデ マサヒロ 月 出 正弘		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

近年、地域社会においては少子高齢化の進行や核家族化の影響により、世代を超えた交流の機会が減少しています。その結果、人とのつながりが希薄になり、孤立感を抱える子どもや家庭も少なくありません。地域の力で「出会い」「支え合い」「笑顔」を生み出す活動が必要と考えました。

私たちはこの課題を感じ、法人化に先立って 2022 年から任意団体として活動を行ってきました。これまでに、東戸塚を中心に、戸塚地域で世代や立場を超えて誰もが安心して集まれる居場所づくり事業を行ってきました。特に、子どもたちが健やかに成長し、安心して地域の中で過ごせるように支援を大切にしてきました。月に一度の地域食堂を開催し、食を通じて世代を超えた交流の場を提供してきました。また、子どもたちが自らお手伝いに参加し、ご褒美を受け取れる仕組みを取り入れた移動駄菓子屋を展開し、遊びや学びを通じて地域との関わりを深めてきました。さらに、長期休みには小中学生を対象とした子ども食堂を開催し、子どもたちが安心して集い、仲間と共に過ごせる居場所づくり活動などを継続的に実施してきました。こうしたこれまでの活動を通じて、世代を超えた交流の場が地域に必要であると実感し、継続的・安定的な運営のために法人化を決定し、公益性・信頼性を重視して NPO 法人を選択しました。地域の力で支え合う仕組みをつくり、活動の透明性と持続性を高めます。

今後も、地域の子どもたちを応援しながら、誰もが自由に立ち寄れる居場所をつくり、食や交流、学びを通して多世代が支え合うコミュニティを育んでいきたいと考えています。

子どもが安心して過ごせる場所があることは、大人にも、高齢者にも、地域にとってもかけがえのない価値をもたらします。

「みらころ」は、そんな居場所を一步一步、地域の皆さんと共に育てていきます。

ここに、多くの人々の賛同と協力を得て、特定非営利活動法人 みらころを設立し、地域に笑顔とつながりを広げていくことを趣旨といたします。

2025年 10月 2日

法人の名称 特定非営利活動法人 みらころ
設立代表者 高 木 幸

2025 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 みらころ

1 事業活動方針

子どもが安心して過ごせる居場所をつくることを原点に、食や遊び、学びを通して、地域の多世代の方が自然につながる場を広げていきます。これまでの土台に持続可能な活動を育み未来へとつなげます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 食を通じた多世代の居場所づくり事業

ア 多世代地域交流食堂みらころ

- ・内 容 多世代交流のための地域食堂
- ・日 時 毎月第2木曜日16時から19時半
- ・場 所 東戸塚地区センター
- ・従事者人員 120人
- ・受益対象者 地域の方480人
- ・支出見込額 30,000円

イ みんなの食堂

- ・内 容 多世代交流のための地域食堂
- ・日 時 年6回
- ・場 所 海蔵院
- ・従事者人員 60人
- ・受益対象者 地域の方300人
- ・支出見込額 18,000円

ウ こどもだけ食堂

- ・内 容 小中学生を対象としたこども食堂
- ・日 時 長期休暇時、年に1回
- ・場 所 東戸塚地域ケアプラザ
- ・従事者人員 10人
- ・受益対象者 地域の子ども80人
- ・支出見込額 3,000円

② 子どもと地域住民のつながりを進める事業

ア みらころにこや

- ・内 容 子どもたちがお手伝いをし、多世代の地域の方と交流をする
- ・日 時 毎月2回
第2土曜日10時から12時、第4水曜日15時から17時
- ・場 所 東戸塚地域活動ホームひかり横駐車場
- ・従事者人員 36人
- ・受益対象者 地域の多世代の方360人
- ・支出見込額 135,500円

イ ここまるDay

- ・内容 子どもたちがお手伝いをし、多世代の地域の方と食事と交流を図る
- ・日 時 年1回

- ・場 所 東戸塚地域ケアプラザ
- ・従事者人員 10 人
- ・受益対象者 地域に住む障害のある方と地域の小学生合わせて60人
- ・支出見込額 8,000円

③地域づくりのためのネットワーク・情報発信事業

ア パンケーキレース

- ・内 容 チルドレン・イングリッシュ・センターのイベントにて
パンケーキレース参加と駄菓子イベント及び食の提供をする。
- ・日 時 年 1 回
- ・場 所 品濃中央公園
- ・従事者人員 8人
- ・受益対象者 地域の多世代の方100人
- ・支出見込額 10,000円

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

社員定例会月に 1 回

(2) 事業実施に関する事項

理事が中心となり、会員・ボランティアが協力して実施する

2026 年 度 事 業 計 画 書

法人の名称 特定非営利活動法人 みらころ

1 事業活動方針

前年度に引き続き、子どもが安心して過ごせる居場所をつくることを原点に、食や遊び、学びを通して、地域の多世代の方が自然につながる場を広げていきます。これまでの土台に持続可能な活動を育み未来へとつなげます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 食を通じた多世代の居場所づくり事業

ア 多世代地域交流食堂みらころ

- ・内 容 多世代交流のための地域食堂
- ・日 時 毎月第2木曜日16時から19時半
- ・場 所 東戸塚地区センター
- ・従事者人員 240人
- ・受益対象者 地域の方960人
- ・支出見込額 60,000円

イ みんなの食堂

- ・内 容 多世代交流のための地域食堂
- ・日 時 年12回
- ・場 所 海蔵院
- ・従事者人員 120人
- ・受益対象者 地域の方600人
- ・支出見込額 36,000円

ウ こどもだけ食堂

- ・内 容 小中学生を対象としたこども食堂
- ・日 時 長期休暇時、年に2回
- ・場 所 東戸塚地域ケアプラザ
- ・従事者人員 20人
- ・受益対象者 地域の子ども160人
- ・支出見込額 6,000円

② 子どもと地域住民のつながりを進める事業

ア みらころにこや

- ・内 容 子どもたちがお手伝いをし、多世代の地域の方と交流をする
- ・日 時 毎月2回
第2土曜日10時から12時、第4水曜日15時から17時
- ・場 所 東戸塚地域活動ホームひかり横駐車場
- ・従事者人員 72人
- ・受益対象者 地域の多世代の方720人
- ・支出見込額 271,000円

イ ここまるDay

- ・内容 子どもたちがお手伝いをし、多世代の地域の方と食事と交流を図る
- ・日 時 年1回

- ・ 場 所 東戸塚地域ケアプラザ
- ・ 従事者人員 10 人
- ・ 受益対象者 地域に住む障害のある方と地域の小学生合わせて60人
- ・ 支出見込額 8,000円

③地域づくりのためのネットワーク・情報発信事業

ア ぴっかりレモンまつり

- ・ 内 容 東戸塚地域活動ホームひかりの小児がん支援イベントにて
だがしイベントや食事の提供をする。
- ・ 日 時 年に1回
- ・ 場 所 東戸塚地域活動ホームひかり
- ・ 従事者人員 10人
- ・ 受益対象者 地域の多世代の方200人
- ・ 支出見込額 20,000円

イ パンケーキレース

- ・ 内 容 チルドレン・イングリッシュ・センターのイベントにて
パンケーキレース参加と駄菓子イベント及び食の提供をする。
- ・ 日 時 年 1 回
- ・ 場 所 品濃中央公園
- ・ 従事者人員 8人
- ・ 受益対象者 地域の多世代の方100人
- ・ 支出見込額 10,000円

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

通常定例総会 6月開催
理事会 年に1回
社員定例会月に1回

(2) 事業実施に関する事項

理事が中心となり、会員・ボランティアが協力して実施する

活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 みらころ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	14,000	
正会員受取会費	14,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計		28,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	5,000	
受取寄付金計		5,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
受取助成金計		0
4. 事業収益		
1 食を通じた多世代の居場所づくり事業収益	84,000	
2 子どもと地域住民のつながりを進める事業収益	158,000	
3 地域づくりのためのネットワーク・情報発信事業収益	20,000	
4 その他目的を達成するために必要な事業収益	0	
事業収益合計		262,000
5. その他収益		
受取利息	400	
その他収益合計		400
経常収益計		295,400
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
食材費	170,000	
消耗品費	5,000	
会議費	10,000	
旅費交通費	5,000	
施設利用料	1,500	
印刷製本費	5,000	
支払い保険料	8,000	
その他経費計	204,500	
事業費計		204,500

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
活動促進費			
消耗品費	5,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
印刷製本費	5,000		
業務委託費	0		
通信費	0		
支払い保険料	8,100		
雑費	10,000		
その他経費計	48,100		
管理費計		48,100	
経常費用計			252,600
当期経常増減額			42,800
Ⅲ 経常外収益		0	
Ⅳ 経常外費用		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			42,800
設立準備金			889,000
次期繰越正味財産額			931,800

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 みらころ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	2,000		
正会員受取会費	16,000		
賛助会員受取会費	30,000		
受取会費計		48,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	140,000		
受取寄付金計		140,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
4. 事業収益			
1 食を通じた多世代の居場所づくり事業収益	168,000		
2 子どもと地域住民のつながりを進める事業収益	158,000		
3 地域づくりのためのネットワーク・情報発信事業収益	45,000		
4 その他目的を達成するために必要な事業収益	0		
事業収益合計		371,000	
5. その他収益			
受取利息	400		
その他収益合計		400	
経常収益計			559,400
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
食材費	340,000		
消耗品費	10,000		
会議費	12,800		
旅費交通費	10,000		
施設利用料	3,000		
印刷製本費	10,000		
支払い保険料	25,200		
その他経費計	411,000		
事業費計		411,000	

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
活動促進費	15,000		
消耗品費	20,000		
会議費	8,000		
旅費交通費	10,000		
印刷製本費	5,000		
業務委託費	10,000		
通信費	6,000		
支払い保険料	28,500		
雑費	40,000		
その他経費計	142,500		
管理費計		142,500	
経常費用計			553,500
当期経常増減額			5,900
Ⅲ 経常外収益		0	
Ⅳ 経常外費用		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			5,900
前期繰越正味財産額			931,800
次期繰越正味財産額			937,700